

## 電気通信設備の移転等に要する費用の負担に係る確認事項について

農林水産省（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及びエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社（以下「乙」という。）は、甲が所管する農業生産基盤等の整備を図るための事業の施行に伴い支障となる乙の電気通信設備の移転等に要する費用の負担に関して、令和3年4月1日付けで甲と乙の間で取り交わした「電気通信設備の移転等に関する覚書」（以下「覚書」という。）について、下記のとおり取り扱うことを確認した。

### 記

1. 甲が所管する土地又は工作物に乙の電気通信設備を設置している場合、その移転等に要する費用は乙の負担とする。
2. 1. 以外の場合は、覚書によるものとする。

令和3年4月1日

甲 農林水産省農村振興局整備部設計課  
課長補佐（補償班担当） 大西 隆豊

乙 東日本電信電話株式会社  
ネットワーク事業推進本部エンジニアリング部  
基盤設備部門  
環境デザイン室長 小松 宏至

西日本電信電話株式会社  
設備本部ネットワーク部アクセス設備部門  
環境デザイン室長 栗田 輝久

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社  
取締役  
プラットフォームサービス本部インフラデザイン部長 渡邊 守

エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社  
NTT設備本部  
設備戦略室長 田中 実